

令和4年(行ウ)第67号 通知処分取消請求事件

原告 社会福祉法人ゆたか福祉会

被告 国(処分行政庁 熱田税務署長)





被告第3準備書面

令和6年3月11日

名古屋地方裁判所民事第9部C2係 御中


被告指定代理人

安田裕 

宮城朝久 

宮嶋 

松下順 

谷広成 

- 第1 ある支払が課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となるためには、当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係が必要であること4
- 1 仕入税額控除に係る消費税法の規定4
- 2 課税仕入れに係る支払対価に該当するためには、当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係が必要であること5
- 3 小括6
- 第2 本件工賃について、就労継続支援B型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係は認められないから、本件工賃は、課税仕入れに係る支払対価に該当しないこと6
- 1 はじめに6
- 2 指定障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスという便宜を供与しその対価を受け、利用者が対価を支払って障害福祉サービスの提供を受けるのが障害者総合支援制度の基本的な枠組みであり、利用者の生産活動への従事は、利用者自身の訓練等として障害福祉サービスの一環として行われるものであること7
- 3 就労継続支援B型等の利用者は、生産活動について従事する義務を負わず何ら制約を受けないのに対し、指定障害福祉サービス事業者には様々な法的義務が課せられていること等からも、生産活動への従事が利用者自身の訓練等として障害福祉サービスの一環として行われるものといえること10
- 4 工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した残額について、指定障害福祉サービス事業者に利益を享受させることなく就労継続支援B型等の各利用者に分配するもので、制度上、各利用者への分配額を、作業時間や作業量、作業内容等と比例させることが必要とされていないことから、工賃支払を含む生産活動の機会が障害福祉サービスの一環として提供されているといえること13

5	本件工賃について就労継続支援B型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係は認められないこと	15
6	小括	16
第3	就労継続支援B型等の利用者が生産活動へ従事する法的義務を負っていると原告の主張には理由がないこと	16
1	原告の主張	16
2	被告の反論	17
第4	インボイス方式の導入を理由に工賃は課税仕入れに係る支払対価に該当する旨の原告の主張には理由がないこと	24
1	原告の主張	24
2	被告の反論	24
第5	利用者による役務の提供があることから本件工賃が仕入税額控除の対象となる旨の原告の主張には理由がないこと	26
1	原告の主張	27
2	被告の反論	27
第6	社会福祉会計基準運用通知が工賃を労務費の欄に記載することを求めていることや、生活介護の利用者のうち介護のみを受ける者には工賃が支給されないことをもって、本件工賃は生産活動によって生じたという対応関係があり、役務提供の対価であるとの原告の主張には理由がないこと	30
1	原告の主張	30
2	被告の反論	31
第7	結語	32

被告は、本準備書面において、従前の被告の主張を整理・ふえんするとともに、原告の令和5年12月4日付け第3準備書面（以下「原告第3準備書面」という。）に対し、必要と認める範囲で反論する。

なお、略語等は、本準備書面において新たに用いるものも含め、本準備書面末尾の略語一覧表のとおりである。

第1 ある支払が課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となるためには、当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係が必要であること

1 仕入税額控除に係る消費税法の規定

消費税法30条（平成26年3月31日以前に行った課税仕入れについては、平成24年法律第68号2条による改正前のもの、平成26年4月1日以後平成27年9月30日以前に行った課税仕入れについては、平成27年法律第9号による改正前のもの、平成27年10月1日以後に行った課税仕入れについては、平成27年法律第9号による改正後の平成24年法律第68号3条による改正前のもの。）1項柱書及び1号は、事業者が、国内において課税仕入れを行った場合は、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額等の合計額を控除する旨規定し、事業者が国内において行った「課税仕入れ」に係る消費税額を仕入税額控除の対象としている。そして、同法2条1項（平成27年9月30日以前に行った資産の譲渡等については、平成27年法律第9号による改正前のもの、平成27年10月1日以後に行った資産の譲渡等については、平成28年法律第15号による改正前のもの。）12号は、「課税仕入れ」とは「事業者が、事業として他の者から・・・役務の提供・・・を受けること（当該他の者が事業として・・・当該役務の提供をしたとした場合に課税資産の譲渡等に該当することとなるもの・・・に限る。）」、同項9

号は、「課税資産の譲渡等」とは「資産の譲渡等」のうち消費税を課さないこととされるもの以外のものをいう、同項8号は、「資産の譲渡等」とは「事業として対価を得て行われる・・・役務の提供」をいうとそれぞれ定義している(被告第1準備書面第4の1(1)ないし(3)及び(5)・17及び18ページ、令和5年9月4日付け被告第2準備書面(以下「被告第2準備書面」という。)第3の1(2)・15ページ)。

2 課税仕入れに係る支払対価に該当するためには、当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係が必要であること

前記1のとおり消費税法2条1項8号は、「資産の譲渡等」について「事業として対価を得て行われる・・・役務の提供」をいうと定義している。

そして、消費税は、同法2条1項8号で定義される「資産の譲渡等」を課税対象とし(同法4条1項。平成27年9月30日以前については平成27年法律第9号による改正前のもの)、前記1のとおり課税標準額に対する消費税額から当該課税仕入れに係る消費税額を控除することにより、課税の累積を排除する仕組みがとられている。この課税の仕組みは、消費税が消費そのものではなく消費支出に担税力を求めて課税する、付加価値税の類型に属する多段階一般消費税として規定されていることを反映したものである。

このような、消費税の性格及び課税の仕組みからすれば、ある支払(経済的利益の收受)が転嫁が可能なほどに個別具体的な役務の提供等と結びついている場合には、消費税法は、課税対象とする趣旨であると考えられることから、同法2条1項8号にいう「対価を得て行われる・・・役務の提供」とは、具体的な役務提供によって支払が生じたという対応関係が認められるような役務の提供を意味し、その対応関係については、支払義務及び内容が個別具体的な役務提供との関係でどのように定められているかを踏まえて判断されるものと解される。

したがって、ある支払が課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対

象となるためには、当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係が必要となる（被告第1準備書面第5の2(3)及び(4)・28及び29ページ参照）。

3 小括

以上のとおり、ある支払が消費税法上の課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となるためには、当該支払が役務の提供を受けたこと等によって生じたという対応関係が認められることが必要である。したがって、本件訴訟において争点となるのは、本件工賃が、利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係が認められるか否かという点である。

この点につき、原告は、原告が利用者から「役務の提供」を受けたか否かが本件訴訟の争点であると整理しているが（訴状第2の4(1)及び(2)イ・6ページ）、原告が利用者から「役務の提供」を受けていたとしても、工賃の支払が当該「役務の提供」と対応関係になれば仕入税額控除の対象とはならないのであるから、本件において争点とすべきは、本件工賃が、利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係が認められるか否かという点であり、生産活動への従事が「役務の提供」に当たるか否かではない（被告第1準備書面第5の3(1)・29ページ参照）。

第2 本件工賃について、就労継続支援B型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係は認められないから、本件工賃は、課税仕入れに係る支払対価に該当しないこと

1 はじめに

指定障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスの一環として工賃支払を含む生産活動の機会を提供しているのであって、就労継続支援B型等の利用者に対する工賃支払と生産活動への従事が対応しているものではないことや、工賃は内部的に利益を分配するものにすぎないことから、本件工賃について就労

継続支援B型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係は認められず、本件工賃は、課税仕入れに係る支払対価に該当しない。

以下、詳述する。

- 2 指定障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスという便宜を供与しその対価を受け、利用者が対価を支払って障害福祉サービスの提供を受けるのが障害者総合支援制度の基本的な枠組みであり、利用者の生産活動への従事は、利用者自身の訓練等として障害福祉サービスの一環として行われるものであること

(1) 障害者総合支援制度の基本的な枠組み

障害者総合支援制度は、障害者総合支援法その他の関係法令の下に運営されており、障害者等の利用者は、市町村の介護給付費、訓練等給付費等を支給する旨の決定を受けた上で、利用者負担額や特定費用を自ら一部負担した上で、指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスという便宜の供与を受ける仕組みとなっている（障害者総合支援法その他の関係法令の規定については、被告第1準備書面第4の2ないし7・18ないし26ページ）。これを指定障害福祉サービス事業者の側からみれば、指定障害福祉サービス事業者は、総合支援法費用基準によって算定された障害福祉サービス等に要する費用に加え、前記の利用者負担額等の利用者からの支払費用により、従業員の人件費その他の事業の運営費用をまかない、利用者に対して障害福祉サービスという便宜を供与している。

すなわち、指定障害福祉サービス事業者とその利用者との間の法律関係は、障害者総合支援法その他の関係法令に従って定められた利用契約において、障害福祉サービスという便宜を供与しその対価を受けるのが指定障害福祉サービス事業者であり、対価を支払って障害福祉サービスの提供を受けるのが利用者で構成されているのであって、この基本的な枠組みは、生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を含む全ての障害福祉サービスに共通して当てはまるものである（被告第1準備書面第4の2ないし7・18ないし26ペ

ージ、第5の3(2)・29及び30ページ)。

- (2) 生産活動の機会の提供は、利用契約によって、利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜供与として提供されるものであるから、生産活動への従事は利用者自身の訓練等として、障害福祉サービスの一環として行われるものであること

障害者総合支援法において、生産活動の機会の提供は、利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練等や創作的活動等と並ぶ便宜供与の一つとして指定障害福祉サービス事業者が提供する「障害福祉サービス」の一部として位置づけられている(障害者総合支援法5条1項、7項、13項、14項、障害者総合支援法施行規則6条の10第2号)。

そうすると、生産活動の機会の提供は、利用契約によって、利用者の知識及び能力向上のために必要な訓練等の便宜供与として提供されるもので、利用者の生産活動への従事は、上記利用者自身の訓練等として、障害福祉サービスの一環として行われるものといえる(被告第1準備書面第4の2(1)・18及び19ページ、同3(1)・21及び22ページ、第5の3(2)・30及び31ページ、被告第2準備書面第1の2(1)・4及び5ページ)。

- (3) 指定障害福祉サービス事業者と利用者は、就労継続支援A型のみ、利用契約に加え雇用契約を締結することから、利用契約とは別個の法律関係に立つのに対し、就労継続支援B型等においては、利用契約による基本的な枠組みのとおり法律関係に立つこと

ア 就労継続支援A型は、利用契約に加え、生産活動への従事について雇用契約を締結することから、利用契約とは別個の法律関係に立つこと

就労継続支援A型については、指定障害福祉サービス事業者と利用者は、生産活動への従事について雇用契約を締結する(障害者総合支援法施行規則6条の10第1号、総合支援法事業基準190条1項)。

したがって、指定障害福祉サービス事業者と利用者は、就労継続支援A

型においては、利用契約に加え、それとは別個の雇用契約に基づく法律関係に立つことになる。そして、その雇用契約においては、障害者総合支援法その他の関係法令の枠組みではなく、最低賃金法その他の労働法制の適用を受けることとなる（被告第1準備書面第4の3(1)・21及び22ページ、同4(4)・24ページ、同第5の3(2)・30ページ）。

イ 就労継続支援B型等においては、利用契約に加え、生産活動への従事について別個の契約を締結することは制度上予定されておらず、生産活動への従事についての法律関係は、利用契約による基本的な枠組みのとおりであること

(ア) 就労継続支援B型等の利用者は、障害福祉サービスの利用を市町村へ申請し、障害程度区分の認定を受けた後、指定障害福祉サービス事業者との面談等を経て作成される個別支援計画（総合支援法事業基準3条1項）に基づく障害福祉サービスの利用契約を上記事業者との間で締結する。このように、就労継続支援B型等においては、生産活動の機会の提供を含む障害福祉サービス全般について利用契約によって規定することが予定されており、就労継続支援A型と異なり、生産活動への従事について別個の契約を締結することは制度上予定されていない（被告第2準備書面第1の7(1)・11ページ参照）。

このことは、障害者総合支援法施行規則及び総合支援法事業基準の文言からも明らかである。

すなわち、障害者総合支援法施行規則6条の10は、就労継続支援A型について「(前略)雇用契約に基づく就労が可能である者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援」(1号。傍点は引用者による。)と規定するのに対し、就労継続支援B型については「(前略)雇用契約に基づく就労が困難である

者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援」(2号)と規定し、就労継続支援B型については、生産活動の機会の提供について利用契約のほかには何らかの契約を締結する旨規定していない。

また、総合支援法事業基準190条1項は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない旨を規定しているのに対し、総合支援法事業基準上、就労継続支援B型について、利用者と別途契約を締結する旨の規定はなく、また、そのような契約の締結を念頭においた規定もない。

- (イ) 原告における利用契約書(甲第2号証)においても、障害福祉サービスについての利用契約の中で工賃支払を含む生産活動の機会の提供をすることが記載されており、原告における「指定障害福祉サービス利用(生活介護・就労継続支援B型)」重要事項説明書(甲第3号証)にも同旨の記載があり、別途生産活動についての契約は締結していない(被告第2準備書面第1の7(2)・11及び12ページ)。

ウ 小括

以上のとおり、指定障害福祉サービス事業者と利用者は、就労継続支援A型のみ、利用契約に加え雇用契約を締結することから、利用契約とは別個の法律関係に立つ。これに対し、就労継続支援B型等においては、利用契約に加え、生産活動への従事について別個の契約を締結することは制度上予定されていないことから、生産活動への従事については、利用契約による基本的な枠組みのとおり障害福祉サービスという便宜を供与しその対価を受けるのが指定障害福祉サービス事業者であり、対価を支払って障害福祉サービスの提供を受けるのが利用者という法律関係に立つ。

3. 就労継続支援B型等の利用者は、生産活動について従事する義務を負わず何

ら制約を受けないのに対し、指定障害福祉サービス事業者には様々な法的義務が課せられていること等からも、生産活動への従事が利用者自身の訓練等として障害福祉サービスの一環として行われるものといえること

(1) 就労継続支援B型等の利用者は生産活動に従事する義務を負わず、従事する場合も作業時間や作業量等は利用者の自由であること

ア 障害者総合支援法その他の関係法令に基づく生産活動は、指定障害福祉サービス事業者が生産活動の「機会」を提供するとされていることから明らかなとおり、障害者総合支援法に従い締結された利用契約において、事業者が利用者に対しその機会を提供することが法律上義務づけられているにすぎず、就労継続支援B型等の利用者において生産活動に従事することが法律上義務づけられるものではない。したがって、その生産活動の従事は、就労継続支援B型等の利用者が、自らのために、事業者から提供される障害福祉サービスの利用として行うものであり、生活介護における創作的活動と同様、事業者のために、あるいは事業者に対する義務の履行として行うものではない（被告第1準備書面第5の3(2)・30及び31ページ、被告第2準備書面第1の3(1)・6ページ）。

イ また、「就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について」（平成18年10月2日障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知、平成25年3月29日障障発0329第7号による改正後のもの。乙第17号証。以下「平成18年課長通知」という。）において、就労継続支援B型の利用者に対して留意すべき事項として規定されているとおり、就労継続支援B型の利用者が生産活動に従事する場合であっても、その作業時間や作業量等は利用者の自由で指定障害福祉サービス事業者から指揮監督されることもなく、予定どおり作業が進まなかったことによる不利益も課せられず、当該利用者の技能の差異によって工賃が差別されることもない。また、生活介護事業及び就労移行支

援事業の利用者が従事する生産活動についても、上記と性質を別に解する理由はない（被告第2準備書面第1の3(2)及び(3)・6及び7ページ）。

ウ このような就労継続支援B型等の利用者の生産活動の性質は、利用者が工賃支払を含む生産活動の機会の提供という障害福祉サービスの提供を受けていることの表れということができる。

このような就労継続支援B型等の利用者の地位は、就労継続支援A型の利用者が指定障害福祉サービス事業者との間でサービス利用契約のほかに雇用契約を締結し、生産活動に関し、債務の本旨に従った履行をする義務を負うのとは本質的に異なる（被告第2準備書面第1の3(1)及び(4)・6及び7ページ）。

(2) 指定障害福祉サービス事業者は就労継続支援B型等の利用者の生産活動への従事について、様々な法的義務を負っていること

ア 前記(1)のとおり生産活動への従事について、就労継続支援B型等の利用者が指定障害福祉サービス事業者の指揮命令に従ってこれに従事する義務を負わず、生産活動の成果に関し不利益を課せられないのに対し、指定障害福祉サービス事業者には、総合支援法事業基準によって、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない（総合支援法事業基準84条1項）、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない（同条2項）、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない（同条3項）、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない（同条4項）という様々な法的義務が課せられている（上記生活介護についての規定は、184条及び202条により就労移行支援と就労継続支援B型に準用されている。被告第2準備書面第1の4(1)及び(2)・7及び8ページ）。

イ このように、指定障害福祉サービス事業者にのみに、総合支援法事業基準によって様々な法的義務が課せられていることは、就労継続支援B型等の利用者の生産活動への従事が、指定障害福祉サービス事業者が主体となって行う障害福祉サービスの一環であることの表れということができる（被告第2準備書面第1の4(4)・9ページ）。

(3) 小括

以上のとおり、就労継続支援B型等において行われる生産活動の従事は、指定障害福祉サービス事業者が主体となって行う障害福祉サービスの一環であり、その法的性質は、雇用契約に基づく債務の履行として行われる就労継続支援A型における生産活動の従事とは本質的に異なるものである（被告第1準備書面第5の3(2)・29ないし31ページ）。

4 工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した残額について、指定障害福祉サービス事業者に利益を享受させることなく就労継続支援B型等の各利用者に分配するもので、制度上、各利用者への分配額を、作業時間や作業量、作業内容等と比例させることが必要とされていないことから、工賃支払を含む生産活動の機会が障害福祉サービスの一環として提供されているといえること

(1) 工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した残額について、指定障害福祉サービス事業者に利益を享受させることなく就労継続支援B型等の各利用者に分配するもので、制度上、各利用者への分配額を、作業時間や作業量、作業内容等と比例させることが必要とされていないこと

ア 指定障害福祉サービス事業者は、生産活動に従事した就労継続支援B型等の利用者に対し、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額」に相当する金額を工賃として支払わなければならない（総合支援法事業基準85条、184条及び201条）。

したがって、指定障害福祉サービス事業者が生産活動に係る事業から利益を享受することは予定されておらず、他方、就労継続支援B型等の各利用者はその作業内容いかんにかかわらず、生産活動に従事すれば、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した残額について分配を受けることができる(被告第1準備書面第4の4(2)ウ、(3)及び(5)・24及び25ページ、第5の3(3)・32及び33ページ、被告第2準備書面第1の6(1)・10ページ)。

また、仮に事業に必要な経費が生産活動に係る事業の収入を上回った場合には、収入から経費を控除した額は0円であるから、利用者が生産活動に従事したとしても、工賃は支払われないこととなる。なお、就労継続支援B型の工賃については、総合支援法事業基準201条2項の制約を受けることとなるが、生活介護や就労移行支援における工賃の支払にはこのような規定はない(被告第1準備書面第5の3(3)イ・32ページ)。

イ 生産活動に従事した就労継続支援B型等の各利用者への分配方法については、その技能に応じた差別を設けることは制度上予定されておらず(平成18年課長通知。乙第17号証)、また、作業時間や作業量、作業内容等と比例することを求める規定はなく、各利用者に一律に支払うことも可能である(被告第2準備書面第1の6(2)・10及び11ページ)。

(2) 工賃支払を含む生産活動の機会の提供が障害福祉サービスの一環として提供されているといえること

ア このような工賃の規定からすると、工賃は、就労継続支援B型等の利用者が生産活動に従事して指定障害福祉サービス事業者に役務を提供した対価として受領しているのではなく、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した残額を障害福祉サービスの一環として指定障害福祉サービス事業者が各利用者に分配しているといえることができる(被告第2準備書面第1の6(3)・11ページ)。

イ 原告が用いている利用契約書の4条には、原告が利用者に対して提供すべき障害福祉サービスの内容として、「生産活動の機会の提供（生産活動にともなう工賃支払含）」などと記載されており（甲第2号証1及び2ページ参照）、正に、工賃の支払が障害福祉サービス事業の一環であって、原告が利用者に対して提供すべき生産活動の機会の提供に含まれているという理解が示されているところであり、このような利用契約の記載内容は、障害者総合支援法その他の関係法令の趣旨に従ったものであるといえる（被告第1準備書面第5の3(4)・35ページ）。

(3) 就労継続支援A型においては利用契約に加えて雇用契約を締結し、雇用契約に基づき利用者が生産活動に従事することから、雇用契約に基づき支払われる賃金は、工賃と異なり生産活動へ従事したことの対価としての性質を有すること

就労継続支援B型等と異なり、就労継続支援A型においては、利用契約に加えて雇用契約を締結し、利用者は指定障害福祉サービス事業者に対して労務を提供し、同事業者はこれに対して賃金を支払うこととなっており、利用者が指定障害福祉サービス事業者に対して提供する労務と賃金に対価関係が認められる。雇用契約においては、被用者の債務は労務の提供であり、使用者は、被用者から雇用契約に従った労務の提供がある限り、仮にその労務を用いた使用者の事業から収益が上がらなかつたとしても、提供された労務の質や量に応じて契約においてあらかじめ定められた賃金を支払わなければならない。このように、雇用契約に基づき支払われる賃金は、就労継続支援B型等についての工賃とは異なる法的性質を有する（被告第1準備書面第5の3(3)イ・33ページ）。

5 本件工賃について就労継続支援B型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係は認められないこと

前記2ないし4のとおり、指定障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービ

スの一環として工賃支払を含む生産活動の機会を提供しているのであって、工賃支払と生産活動への従事が対応しているものではないことからすると、工賃は、障害福祉サービスの一部分を構成するにすぎない。そのため、前記第1の2で述べた消費税の性格及び課税の仕組みからすると、工賃は、生産活動による成果物の販売代金に転嫁可能な程度に生産活動への従事と結びついておらず、対応関係は認められない。

また、前記4のとおり、工賃は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した残額を生産活動に従事した各利用者に内部的に分配する性質のものであるということからしても、外注費等と異なり成果物の販売代金に転嫁する必要がある支出には当たらないため、生産活動への従事との対応関係は認められない（被告第1準備書面第5の3(4)・36ページ、被告第2準備書面第2の2・13及び14ページ）。

6 小括

以上のとおり、本件工賃について就労継続支援B型等の利用者が従事した生産活動によって生じたという対応関係は認められず、本件工賃は、課税仕入れに係る支払対価に該当しない。

第3 就労継続支援B型等の利用者が生産活動へ従事する法的義務を負っていると原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「利用契約は準委任契約であり、重要事項説明書の交付義務もあるため、重要事項説明書、運営規程、利用契約に反する事態が生じた場合、賠償請求及び契約の取り消しが可能となる」（原告第3準備書面第3の1(2)オ(ア)・6ページ）、「利用契約は準委任契約（民法656条）であるため、事業者側に違反があった場合、利用者は、第三者委員会、愛知県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に違反を申し立てることができ、それでも解決し

ない場合は民事訴訟の提起が可能である」(同(イ)・7ページ)と、利用契約について、指定障害福祉サービス事業者が受任者である準委任契約であると解しているとも考えられる主張をする一方、「前述のとおり、利用契約は民事上の準委任契約にあたる。役務の提供にあたっての諸条件が利用契約によって定められ、その上で、利用者が生産活動に従事する。出勤日数、就労時間、工賃等が重要事項説明書、工賃支給要綱を基礎に定められ、これらが原告と利用者の契約の内容となる」(原告第3準備書面第4の8(2)ア・28ページ)、「利用契約書第6条による役務の提供と工賃支払は、民法(656条)の準委任契約に相当し」(同第5の1(4)(補佐人富田偉津男税理士の主張)・31ページ)と、就労継続支援B型等の利用者が受任者として準委任契約である利用契約により生産活動に従事していると解しているとも考えられる主張をする。

また、原告は、「生産事業は事業として行われるため、事業者側、利用者側の双方に契約内容の遵守が求められる。このことから、事業者から利用者に支払われる工賃は、「福祉サービスの一環としての支払い」でなく、あくまでも利用者の就労内容、就労時間等に基づく実際の就労の対価である」(原告第3準備書面第3の1(2)オ(イ)・7ページ)と、利用者が生産活動への従事について契約内容を遵守する義務を負っているとの趣旨の主張をする。

2 被告の反論

(1) はじめに

原告の前記1の主張は、利用契約が準委任契約であるとして、指定障害福祉サービス事業者と利用者のどちらを受任者とみるのかやや判然としないものの、「前述のとおり、利用契約は民事上の準委任契約にあたる。」とした上で、「役務の提供」が受任者の義務であるかのような主張をしていることからすると、利用者を受任者とする趣旨と思われる。その上で、原告は、準委任契約上受任者の義務として、利用者が生産活動への従事する法的義務を負い、指定障害福祉サービス事業者が委任者として報酬支払義務を負っている

ものと主張するようである。

しかしながら、その一方で、原告は、「生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型において行われる生産活動への従事は、法律上義務づけられないことは被告主張の通りであるが、これらの利用者が生産活動に従事することを選択し、生産活動に従事する契約を締結した場合、利用者は事実上生産活動への参加を義務づけられるし、原告はこれに対する工賃の支払義務が生じる」(原告第2準備書面第2の2(2)7及び8ページ)と主張し、利用者の生産活動への従事は、法律上の義務ではなく、事実上のものにすぎない旨を主張し、その主張は一貫していない。

- (2) 利用契約は、障害者総合支援法その他の関係法令に従って定められるもので、就労継続支援B型等の利用者を受任者とする生産活動についての準委任契約と解することはできず、就労継続支援B型等の利用者は生産活動へ従事する法的義務も負わないこと

この点をおくとして、前記第2の2(1)のとおり、指定障害福祉サービス事業者とその利用者間の法律関係は、障害者総合支援法その他の関係法令に従って定められた利用契約によって、障害福祉サービスという便宜を供与しその対価を受けるのが指定障害福祉サービス事業者であり、対価を支払って障害福祉サービスの提供を受けるのが利用者として構成されているのであって、この基本的な枠組みは、生活介護、就労移行支援及び就労継続支援を含む全ての障害福祉サービスに共通して当てはまるものである。

そして、前記第2の2(3)のとおり、就労継続支援B型等においては、就労継続支援A型と異なり、利用契約に加え、生産活動への従事について別個の契約を締結することは制度上予定されていないことから、生産活動への従事については、利用契約による基本的な枠組みのとおり障害福祉サービスという便宜を供与しその対価を受けるのが指定障害福祉サービス事業者であり、対価を支払って障害福祉サービスの提供を受けるのが利用者という法律

関係に立つ。そのため、指定障害福祉サービス事業者と利用者との間の利用契約を、就労継続支援B型等の利用者を受任者とする生産活動についての準委任契約と解することはできない。

また、前記第2の3(1)アのとおり、障害者総合支援法その他の関係法令に基づく生産活動は、指定障害福祉サービス事業者が生産活動の「機会」を提供するとされていることから明らかなとおり、障害者総合支援法に従い締結された利用契約において、事業者が利用者に対しその機会を提供することが法律上義務づけられているにすぎず、就労継続支援B型等の利用者において生産活動に従事することが契約上義務づけられるものではない。したがって、その生産活動の従事は、就労継続支援B型等の利用者が、自らのために、事業者から提供されるサービスの利用として行われるものであり、生活介護における創作的活動と同様、事業者のために、あるいは事業者に対する法的義務の履行として行われるものではない。

(3) 原告における利用契約書（甲第2号証）や重要事項説明書（甲第3号証）の規定からも、就労継続支援B型等の利用者が受任者、指定障害福祉サービス事業者が委任者として生産活動への従事について準委任契約を締結するものではないことは明らかであること

前記(2)のとおり、指定障害福祉サービス事業者と就労継続支援B型等の利用者との間の法律関係は、障害者総合支援法その他の関係法令に従った利用契約によって規律されるものであって、これらの関係法令の規律と異なる内容の契約を締結することはこれらの法令が予定するところではない。

現に原告と就労継続支援B型等の利用者の利用契約書（甲第2号証）の規定をみても、原告は障害者総合支援法その他の関係法令に従い、就労継続支援B型等の利用者との利用契約を締結している。すなわち、利用契約書には、指定障害福祉サービス事業者が個別支援計画に基づき利用者に対して必要なサービスを適切に行うことを定める（1条）、指定障害福祉サービス事業者

は、各事業の利用者に生産活動の機会の提供（生産活動にともなう工賃支払含）等のサービスを提供する（第4条）、指定障害福祉サービス事業者は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して就労に関する適切な訓練・支援等の機会を提供する（6条1項）と規定され、他方、利用者が指定障害福祉サービス事業者に利用料金を支払うことについて、4条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額等を事業者を支払う（5条）と、前記(2)の基本的枠組みのとりの規定がされている。

また、指定障害福祉サービス事業者が負う義務として、利用者の自立等の支援や意思等を尊重する基本的義務（7条）、安全配慮義務（8条1項）、説明義務（8条2項）、損害賠償義務（9条2項）等が規定されている。

他方、利用者の義務については、利用料支払義務（5条）以外には規定されておらず、例えば生産活動に従事する義務といったものを利用者に課す旨の規定は設けられていない。

さらに、原告が、利用契約の締結を希望する生活介護及び就労継続支援B型の利用者に対し、提供されるサービスの内容や契約上の注意について説明するものとして作成した重要事項説明書（甲第3号証）においても、「5当事業所が提供するサービスと利用料金」の項目で、事業所が提供するサービスの内容として、生産活動や工賃の支払等と記載し、上記サービスを提供した際、利用者負担分を支払う必要がある旨、前記(2)の基本的枠組みのとりの記載がされている。

以上のとおり原告における利用契約書（甲第2号証）や重要事項説明書（甲第3号証）の規定からも、就労継続支援B型等の利用者が受任者、指定障害福祉サービス事業者が委任者として生産活動への従事について準委任契約を締結したものではないことは明らかである。

(4) 就労継続支援B型等の利用者は生産活動に従事する法的義務を負っていない

いこと

ア 原告は、「生産事業は事業として行われるため、事業者側、利用者側の双方に契約内容の遵守が求められる。このことから、事業者から利用者に支払われる工賃は、「福祉サービスの一環としての支払い」でなく、あくまでも利用者の就労内容、就労時間等に基づく実際の就労の対価である」(原告第3準備書面第3の1(2)オ(イ)・7ページ)と、生産活動が事業として行われることを根拠に、就労継続支援B型等の利用者が生産活動に従事する義務を負っているとの趣旨の主張をする。

イ しかし、原告が行う生産活動が事業として行われていることや利用者に契約内容の遵守が求められることは、何ら就労継続支援B型等の利用者が生産活動へ従事する法的義務を負っていることを基礎づけるものではない。原告が事業主体として行う生産活動が事業であることと、生産活動に従事する者が法的義務に基づいて生産活動に従事しているか否かとは全く関係がないし、就労継続支援B型等の利用者に利用契約を遵守する義務があるとして、繰り返し述べるとおり、利用契約上の利用者の義務は利用料の支払義務にとどまり、むしろ、原告が生産活動の機会の提供をする義務を負うのであり、利用者が利用契約上の義務として生産活動に従事するという義務を負うものではない。

ウ 原告は、①平成18年課長通知(乙第17号証)、②「障害者自立支援法に基づく就労継続支援により作業を行う障害者に対する労働基準法の適用等について」(平成18年10月2日基発第1002004号厚生労働省労働基準局長通知。平成19年5月17日基発第0517002号により改正。甲第38号証。以下「平成18年局長通知」という。)、③「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用について」(平成19年5月17日基発第0517002号厚生労働省労働基準局長通知。甲第39号証。以下「平成19年局長通知」

という。)、④「授産施設、小規模作業所等において作業に従事する障害者に対する労働基準法第9条の適用に当たり留意すべき事項について」(平成19年5月17日基監発第0517001号厚生労働省労働基準局監督課長通知。甲第40号証。以下「平成19年課長通知」という。)が「実作業時間に応じた工賃の支給、欠勤等による工賃の減額、成果物の出来高による工賃差異を許容しているのもあって、「予定どおり作業が進まなかったことによる不利益も課せられない」とする被告主張には理由がない」と主張する(原告第3準備書面第3の2(2)イ・9ないし11ページ)。

エ しかし、原告が「実作業時間に応じた工賃の支給、欠勤等による工賃の減額、成果物の出来高による工賃差異を許容している」根拠としているのは平成19年課長通知(甲第40号証)の「4.」であり、「4.」の「局長通達」とは平成19年局長通知(甲39号証)のことである(甲第40号証柱書き)。

そして、平成19年局長通知には、「障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業を実施している施設以外にも、いわゆる授産施設、小規模作業所等の形態により、障害者が物品の生産等に従事している施設(以下「小規模作業所等」という。)が見受けられるが、これら小規模作業所等において作業する障害者が、労働基準法第9条の労働者に当たるか否かについて、疑義が生じていることから」(下線は引用者による。)と記載されるとおり、平成19年局長通知(甲第39号証)及び平成19年課長通知(甲第40号証)は、障害者総合支援法(平成24年法律第51号による改正前の題名は「障害者自立支援法」)に基づく就労継続支援事業所以外の授産施設や小規模作業所等において作業に従事する障害者が労働基準法9条の労働者に当たるか否かについて疑義が生じていたことから、これら小規模作業所等において生産作業に従事する障害者について適用されるものであって、障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業に適用されるも

のではない。

障害者総合支援法に基づく就労継続支援事業については、平成18年局長通知（甲第38号証。なお、甲第38号証は、平成19年5月17日基発第0517002号による改正後のものであるが、平成24年3月30日基発0330第30号によりさらに改正されている。乙第25号証）及び平成18年課長通知（乙第17号証）が適用され、甲第38号証においても乙第25号証においても、「③ B型事業場と雇用契約を締結せずに就労の機会の提供を受ける者」については、「事業場への出欠、作業時間、作業量等の自由があり指揮監督を受けることなく就労するものとされていることから、基本的には労働基準法第9条の「労働者」に該当しないものであること。」とされている。また、平成18年課長通知（乙第17号証）において、B型利用者については、「利用者の出欠、作業時間、作業量等が利用者の自由であること」、「各障害者の作業量が予約された日に完成されなかった場合にも、工賃の減額……等の制裁を科さないものであること」が明示されている。

したがって、平成19年課長通知の記載をもって、就労継続支援B型等の利用者について「予定どおりに作業が進まなかったことによる不利益も課せられない」（被告第2準備書面第1の3(3)・7ページ）との被告の主張が否定されるものではない。

(5) 小括

以上のとおり、利用契約は、指定障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスという便宜を供与しその対価を受け、就労継続支援B型等の利用者が対価を支払って障害福祉サービスの提供を受けるという基本的な枠組みに基づく法律関係を規定するものであるから、就労継続支援B型等の利用者を受任者とする生産活動についての準委任契約と解することはできず、就労継続支援B型等の利用者は生産活動へ従事する法的義務も負わないことから、前記

1の原告の主張には理由がない。

第4 インボイス方式の導入を理由に工賃は課税仕入れに係る支払対価に該当する旨の原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「仮に、利用者がインボイス制度における課税事業者を選択した場合、就労継続支援A型の利用者については、雇用契約が存在する故、同課税業者になることは許されないが、同B型の利用者等については、同課税業者になることが当然に許されることとなる」から、「工賃は、生産活動による成果物の販売代金に転嫁可能な程度に結びついていない」（被告第2準備書面第2の2(1)・13及び14ページ）との被告の主張は成立しない旨主張する（原告第3準備書面第3の2(2)・18ページ）。

また、原告は、「消費税法は2023年10月よりインボイス制度が導入されている。」、「もちろん適格請求書が提出されれば、消費税を計算して工賃を支払うこととなる。」、「もし利用者がこの手続きを経てインボイス番号が付与された場合、2023年9月末から過去に適格請求書制度はないから、当然消費税の納税者の地位にあり、同年9月までの工賃は課税仕入れになる。」と主張する（原告第3準備書面第5の6(3)（補佐人富田偉津男税理士の主張）・37及び38ページ）。

2 被告の反論

(1) 原告の主張の理解について

原告の主張は判然としないが、平成28年法律第15号による消費税法の改正（令和5年10月1日施行。以下、同改正を「平成28年改正」といい、同改正後の消費税法を「改正消費税法」という。）により、仕入税額控除の要件として適格請求書等保存方式（以下「インボイス方式」という。）が導入されたことから、改正消費税法の下では、就労継続支援B型等の利用

者が、改正消費税法57条の2第1項による登録を受け適格請求書発行事業者(改正消費税法2条1項7号の2。以下「インボイス発行事業者」という。)となれば、当然に課税事業者になり、同利用者が適格請求書(改正消費税法57条の4第1項柱書。以下「インボイス」という。)を原告に提出すれば本件工賃は当然仕入税額控除の対象になることを前提に、インボイス方式導入後に本件工賃が仕入税額控除の対象になるのであれば、導入前も対象になると主張するものと解される。

(2) 改正消費税法におけるインボイス方式について

平成28年改正で導入されたインボイス方式は、改正消費税法57条の2第1項に規定するインボイス発行事業者に登録をした事業者(免税事業者を除く。)が、国内において課税資産の譲渡等を行った場合において、当該課税資産の譲渡等を受ける他の事業者(免税事業者を除く。)からインボイスの交付を求められた場合には、原則として、改正消費税法57条の4第1項各号に規定する課税資産の譲渡等に係る税抜価額又は税込価額を税率の異なるごとに区分して合計した金額及び適用税率や消費税額等を記載した請求書等(インボイス)を交付しなければならないとする制度である。一方、課税資産の譲渡等を受ける側の事業者については、令和5年10月1日以降に仕入税額控除を適用する場合、原則として、インボイス発行事業者から交付されたインボイスの記載事項を基礎として計算した金額のみを控除することができることとされた(改正消費税法30条1項柱書)。

被告第1準備書面第5の2(1)(27及び28ページ)で述べたとおり、消費税法における仕入税額控除の趣旨は、税負担の累積の排除にあるところ、平成28年改正は、この仕入税額控除の趣旨を当然の前提として、消費税を負担していない非インボイス発行事業者からの仕入れについては、税負担が累積する関係になく、仕入税額控除を認める必要はないという考えにたつものといえる。

(3) 原告はインボイス方式を導入した改正消費税法下における法解釈を正解しておらず、前提に誤りがあること

上記のとおり、インボイス方式を導入した改正消費税法が施行されたのは令和5年10月1日であるから、インボイス方式の導入は、同法施行前の本件各課税期間の原告の消費税等に対する本件各通知処分の適法性に何ら影響を及ぼすものではない。

この点をおくとしても、仕入税額控除の要件のうち、インボイス方式が導入されたことによる主な変更点は、導入前は、課税事業者以外の者からの仕入れであっても、原則として、課税仕入れに係る支払対価の額に含まれる消費税相当額の控除が認められていたところ、導入後は、原則、インボイス発行事業者以外の者からの仕入れについては、仕入税額控除制度の適用が認められないという点であり（乙第26号証7枚目）、「課税仕入れ」に係る消費税額を仕入税額控除の対象とすることや（30条1項柱書）、課税仕入れの意義（2条1項12号）、課税資産の譲渡等の意義（同項9号）、資産の譲渡等の意義（同項8号）については何ら変更されていない（乙第27号証）。

したがって、形式的に改正消費税法57条の2第1項による登録を受けてインボイス発行事業者となった者がインボイスを提出すれば、当該支払が当然に課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となるものではなく、インボイス方式を導入した改正消費税法の下においても、課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の適用を受けるためには、消費税法2条1項8号の「対価を得て行われる（中略）役務の提供」、すなわち、当該支払について具体的役務提供によって支払が生じたという対応関係が認められる必要があることは何ら変更されていない。

そのため、原告の前記1の主張は、その前提自体に誤りがあり理由がない。

第5 利用者による役務の提供があることから本件工賃が仕入税額控除の対象とな

る旨の原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「原告においては、利用者の経験・技能・意欲等によって、賃金単価に差異が設けられており、一律の賃金単価を適用することは行われていない」、「原告における実際の取扱に鑑みれば、賃金単価に差異が設けられていることは、利用者による「役務の提供」が行われていることの重要な証左である」として、原告の内部的取扱いの実情をもって利用者による「役務の提供」が行われている旨主張する（原告第3準備書面第3の5(2)イ・15ページ）。

また、原告は、「障害者の働く場に対する発注促進税制」を紹介する厚生労働省作成のパンフレット（甲第42号証）に「障害者が働いている就労移行支援事業所等の取組例」「役務提供の例」との記載があることをもって、「厚生労働省（すなわち国）が、利用者の働き（労働）及び「役務提供」を認めているのである。よって、本件においても、被告（国）は、これと平仄を合わせ、利用者の働き、役務提供を認めるべきである」と主張する（原告第3準備書面第3の5(2)ウ及びエ・15及び16ページ）。

さらに、原告は、松山市国保・年金課作成のリーフレット（甲第11号証）には、「「家内労働者等」の「事業所得等」と記されているとおり、所得税の取扱上、就労継続支援B型の利用者が、「労働」をしており、「事業」による所得を獲得していると税務署自身が認めているのである」「したがって、同リーフレットの記載は、本件利用者が役務の提供を行っていることを認めるべき重要な根拠となる」と主張する（原告第3準備書面第4の7(2)・27ページ）。

2 被告の反論

(1) 利用者が「役務の提供」を行っているか否かは本件の結論に影響するものではないこと

そもそも、前記第1の3で述べたとおり、原告が利用者から「役務の提供」を受けていたとしても、工賃の支払が当該「役務の提供」と対応関係になけ

れば仕入税額控除の対象とはならないのであるから、利用者が「役務の提供」を行っているか否かは本件の結論に影響するものではない。

(2) 原告の内部的取扱いは本件工賃が仕入税額控除の対象となる根拠となるものでないこと

この点をおくとしても、原告の内部的取扱いは本件工賃が仕入税額控除の対象となる根拠となるものではない。すなわち、被告第1準備書面第6の2(2)(37及び38ページ)で述べたとおり、原告において、本件工賃の支払において就労継続支援B型等の利用者の能力等が考慮されているとしても、単に利用者間の工賃の分配方法を定めたものにすぎず、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払うという、障害者総合支援法その他の関係法令上の枠組みの中における原告内部の取扱いにすぎないから、このような原告の内部的取扱いによって、工賃の消費税法上の性質が決定されるものではない。

(3) 厚生労働省のパンフレットは本件工賃が仕入税額控除の対象となる根拠となるものでないこと

ア 原告のいう「障害者の働く場に対する発注促進税制」とは、平成20年度税制改正によって創設された、租税特別措置法13条の2及び同法46条の2(いずれも平成27年法律第9号による改正前のもの)に規定する「支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却」制度(以下「本件割増償却制度」という。)を指す。本件割増償却制度は、青色申告書を提出する個人又は法人において、指定障害福祉サービス事業者等が運営する事業所等との取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却を認めるというものである(国税庁・平成20年税制改正の解説・乙第28号証184及び396ページ)。また、本件割増償却制度は、原告も述べるとおり、指定障害福祉サービス事業所等で働く障害者に対する支援を推進するとともに、より効果的な工賃引上げを図るため、一般企

業に対する働き掛けを強化すること等の趣旨により創設された制度である（乙第28号証184及び396ページ。なお、本件割増償却制度は、平成25年度税制改正を経て延長され、個人については平成27年末をもって、法人については平成27年3月31日までに開始する事業年度をもって終了している。）。

イ 原告は、本件割増償却制度についての厚生労働省作成のパンフレット（甲第42号証）に「障害者が働いている就労移行支援事業所等の取組例」、「役務提供の例」（8ページ）と記載されていることを根拠に、国が、就労継続支援B型等の利用者を含む障害福祉サービスの利用者による生産活動への従事が利用者の働き（労働）や「役務の提供」に該当することを認めていると主張するものと解される。

しかしながら、本件割増償却制度の対象となる発注先には、就労継続支援B型等の事業所のほか、就労継続支援A型事業所、地域活動支援センター及び障害者を多数雇用している一般の企業なども含まれる（甲第42号証4ページ）。上記パンフレットは、広く国民にわかりやすい表現という観点からこれらの事業所等を概括的に「障害者が働いている就労移行支援事業所」と表現した上、発注をした場合に、発注元の企業等において受けることができる業務等の説明に当たって「役務提供の例」との表現を用いたものにすぎない。したがって、上記パンフレットの記載をもって、就労継続支援B型等における工賃支払の消費税法上の性質が裏付けられているとはいえない。

(4) 松山市のリーフレットは本件工賃が仕入税額控除の対象となる根拠となるものでないこと

松山市国保・年金課作成のリーフレット（甲第11号証）は、被告第2準備書面第3の3(2)ウ（22ページ）で述べたとおり、松山市が「課税当局」でないことをおくとともに、就労継続支援B型の利用者が受領する工賃が、

利用者の国民健康保険料所得申告において、租税特別措置法27条に規定する家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例を適用することができる」と記載しているにすぎず、工賃を支給する側である事業者にとって、本件工賃が消費税法における課税仕入れに係る支払対価に該当するとの判断を示したものでなく、これを前提とする判断をしているものでもない。

そして、上記リーフレット(甲第11号証)「2」の「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」との記載は、租税特別措置法27条の標題を単に記載したにすぎないと解される上、同特例は、事業所得に限らず雑所得にも適用されるのであるから、リーフレットに上記記載がされていることは、何ら本件工賃が消費税法における課税仕入れに係る支払対価に該当することを基礎づけるものではない。

第6 社会福社会計基準運用通知が工賃を労務費の欄に記載することを求めていることや、生活介護の利用者のうち介護のみを受ける者には工賃が支給されないことをもって、本件工賃は生産活動によって生じたという対応関係があり、役務提供の対価であるとの原告の主張には理由がないこと

1 原告の主張

原告は、(1)社会福祉法人会計基準運用通知が工賃を労務費の欄に記載するよう求めていることは、利用者の役務提供と工賃の対応関係を認めていることの表れである(原告第3準備書面第4の3(2)・21ページ)、(2)「働いた者には賃金・工賃が支払われるのであって、基準第83条の介護を単に受ける者には工賃支給はない。これはすなわち、生産活動への従事及びそれに対する賃金・工賃の支払が、福祉サービスの一環ではないことを意味している。工賃の支払いが、生活介護という福祉サービスの一環としての給付金であれば、第85条は不要の条文である」(原告第3準備書面第4の8(2)イ・28ページ)と主張して、これらをもって本件工賃は生産活動によって生じたという対応関係

があり、役務提供の対価である旨を主張する。

2 被告の反論

(1) 社会福祉法人会計基準運用通知における「利用者工賃」の記載方法は、本件工賃が役務提供の対価である根拠となるものではないこと

被告第2準備書面第3の2(2)ウ(17及び18ページ)で述べたとおり、消費税法30条1項に規定する課税仕入れに係る支払対価に該当するか否かの判断においては、就労継続支援B型等の利用者による生産活動への従事と工賃の支払との対応関係が問題となるのであり、会計上の収益と工賃との対応関係が問題になるものではないことや、会計上、勘定科目によってその収益ないし支出の性質が決まるものではないことから、社会福祉法人会計基準運用通知により作成することとされる「就労支援事業製造原価明細書」(甲第21号証、乙第21号証44枚目)において、「労務費」の欄に「利用者工賃」と表示することが求められていることは、就労継続支援B型等の利用者による生産活動への従事と工賃の対応関係を認めていることの表れということとはできない。

(2) 総合支援法事業基準85条の規定は、本件工賃が役務提供の対価である根拠となるものではないこと

総合支援法事業基準85条は、「指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。」と規定し(乙第6号証の1)、「生産活動に従事している者」でなければ工賃は支払われない。

しかし、このことは、「生産活動に従事している者」に支払われた工賃が役務の提供の対価であるか否かの判断に影響しない。全利用者に一律に提供するものでなければ「福祉サービスの一環」にならないなどという理由はないから、生産活動に従事しない利用者に工賃を支払わないことは、工賃の支

払や生産活動の機会の提供が「福祉サービスの一環」であることを否定する根拠となるものではない。原告の前記1(2)の主張は、生活介護事業の利用者が指定生活介護事業者の提供する障害福祉サービス事業の一環である工賃支払を含む生産活動の機会の提供を受けることを希望し、利用契約を締結した場合、生産活動への従事や、工賃支払を受けることができるという事実関係を指摘するものにすぎない(被告第2準備書面第3の2(2)ア・16ページ)。

そして、前記第1のとおり課税仕入れに係る支払対価として仕入税額控除の対象となるためには、当該支払が役務の提供等を受けたこと等によって生じたという対応関係が必要であるから、上記事実関係が存在することをもって生産活動への従事と本件工賃の支払に対応関係が認められるものではない。

第7 結語

以上のとおり、本件工賃は課税仕入れに係る支払対価に該当しないため、本件各通知処分はいずれも適法であり、原告の請求には理由がないから、速やかに棄却されるべきである。

以上

略語一覧表

	略 語	内 容	掲載箇所
1	愛知県条例	指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年愛知県条例第72号)	第1準備書面25ページ
2	インボイス	改正消費税法57条の4第1項柱書に規定する「適格請求書」	第3準備書面25ページ
3	インボイス発行事業者	改正消費税法57条の2第1項による登録を受けた適格請求書発行事業者	第3準備書面25ページ
4	インボイス方式	仕入税額控除の要件として令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式	第3準備書面24ページ
5	運営規定	「障害者福祉サービス ゆたか作業所 運営規程」	第1準備書面32ページ
6	改正消費税法	平成28年法律第15号による改正後の令和5年10月1日施行の消費税法	第3準備書面24ページ
7	求釈明事項1	原告が「課税仕入れ」に該当すると主張する工賃には、就労移行支援事業に係る工賃も含まれるのか明らかにされたい、という求釈明事項	答弁書2ページ
8	求釈明事項2	原告が「課税仕入れ」に該当すると主張する工賃の対象が、断状で具体的な主張のある3事業所のみでも、全13事業所で行う全ての役務提供でもない場合には、全13事業所における役務提供の具体的な内容を明らかにした上、原告が「課税仕入れ」に該当すると主張する役務提供の内容を明らかにされたい、という求釈明事項	答弁書2ページ
9	原告第1準備書面	原告の令和4年11月9日付け第1準備書面	第1準備書面4ページ
10	原告第2準備書面	原告の令和5年5月30日付け第2準備書面(令和5年6月26日付け第2準備書面訂正申立書による訂正後のもの)	第2準備書面4ページ
11	原告第3準備書面	原告の令和5年12月4日付け第3準備書面	第3準備書面4ページ
12	事業基準解釈通知	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」(平成18年12月6日障発1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)	第2準備書面7ページ
13	社会福祉法人会計基準運用通知	社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて(平成28年3月31日雇児発0331第15号ほか、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長ほか連名通知)	第2準備書面17ページ
14	就労継続支援B型等	生活介護事業、就労移行支援事業、就労継続支援B型事業	第2準備書面5ページ
15	障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律	第1準備書面4ページ
16	障害者総合支援法施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則	第1準備書面21ページ

17	小規模作業所等	障害者自立支援法に基づく就労継続支援事業を実施している施設以外の、いわゆる授産施設、小規模作業所等の形態により、障害者が物品の生産等に従事している施設	第3準備書面22ページ
18	消費税等	消費税及び地方消費税	第1準備書面10ページ
19	総合支援法事業基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）	第1準備書面22ページ
20	総合支援法費用基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）	第1準備書面26ページ
21	名古屋市長条例	名古屋市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年名古屋市長条例第80号）	第1準備書面26ページ
22	被告第1準備書面	被告の令和5年2月28日付け第1準備書面	第2準備書面6ページ
23	被告第2準備書面	被告の令和5年9月4日付け被告第2準備書面	第3準備書面5ページ
24	平成18年課長通知	平成18年10月2日障障発第1002003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知、平成25年3月29日障障発0329第7号による改正後のもの	第3準備書面11ページ
25	平成18年局長通知	平成18年10月2日基発第1002004号厚生労働省労働基準局長通知、平成19年5月17日基発第0517002号により改正	第3準備書面21ページ
26	平成19年課長通知	平成19年5月17日基監発第0517001号厚生労働省労働基準局監督課長通知	第3準備書面22ページ
27	平成19年局長通知	平成19年5月17日基発第0517002号厚生労働省労働基準局長通知	第3準備書面21ページ
28	平成26年3月課税期間	平成25年4月1日から平成26年3月31日までの課税期間	第1準備書面15ページ
29	平成27年3月課税期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日までの課税期間	第1準備書面15ページ
30	平成28年3月課税期間	平成27年4月1日から平成28年3月31日までの課税期間	第1準備書面15ページ
31	平成28年改正	平成28年法律第15号による消費税法の改正	第3準備書面24ページ
32	平成29年3月課税期間	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの課税期間	第1準備書面15ページ
33	本件各課税期間	平成26年3月課税期間、平成27年3月課税期間、平成28年3月課税期間及び平成29年3月課税期間	第1準備書面15ページ

34	本件各更正の請求	本件各課税期間に係る更正の請求	第1準備書面15ページ
35	本件各事業所	原告が平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間、名古屋市内又は愛知県内(名古屋市以外)で障害福祉サービスを行う13の事業所	第1準備書面15ページ
36	本件各通知処分	本件各課税期間に係る更正をすべき理由がない旨の通知処分	第1準備書面15ページ
37	本件各福祉サービス	原告が提供する生活介護、就労移行支援及び就労継続支援B型の各障害福祉サービス	第1準備書面15ページ
38	本件工賃	原告が、生産活動に従事したサービスの利用者に対して支払う工賃	第1準備書面4ページ
39	本件割増償却制度	租税特別措置法13条の2及び同法46条の2に規定する「支援事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却」制度	第3準備書面28ページ
40	利用契約書	「指定障害福祉サービス ゆたか作業所」(生活介護・就労継続支援B)利用契約書	第1準備書面32ページ